

自衛消防業務再講習（10月）の手引き

この手引きは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の2の14第1項に規定する自衛消防業務新規講習の課程を修了した方又は自衛消防業務追加講習の課程を修了した方（以下「自衛消防業務講習修了者」という。）を対象とした再講習を受講しようとする皆さまに、講習の内容を正しく理解していただくために作成したものです。

この再講習は、徳島市消防局が主催し、自衛消防業務講習修了者で県内の大規模建築物等に設置される自衛消防組織の統括管理者又は本部隊の班長として防火防災管理業務をされている方を対象として実施します。

目 次

- 1 自衛消防組織の設置が必要な大規模建築物等
- 2 再講習日時・場所及び定員
- 3 受講申込み
- 4 受講料（テキスト代）
- 5 再講習の内容
- 6 効果測定
- 7 注意事項
- 8 個人情報の取扱い
- 9 5年ごとの再講習

【別紙】 自衛消防業務再講習受講申込書

主 催 徳 島 市 消 防 局

1 自衛消防組織の設置が必要な大規模建築物等

【対象となる防火対象物（建築物）】

自衛消防組織を置かなければならない防火対象物は、以下の①から③までのいずれかに該当するものです。

- ① 消防法施行令別表第一に掲げる以下の対象用途に供される防火対象物で、規模の要件のいずれかに該当するもの。

対 象 用 途	
劇場等（1項）、風俗営業店舗等（2項）、飲食店等（3項）、百貨店等（4項）、ホテル等（5項イ）、病院・社会福祉施設等（6項）、学校等（7項）、図書館・博物館等（8項）、公衆浴場等（9項）、車両の停車場等（10項）、神社・寺院等（11項）、工場等（12項）、駐車場等（13項イ）、その他の事業場（15項）、文化財である建築物（17項）	
※ 共同住宅（5項ロ）、格納庫等（13項ロ）、倉庫（14項）は含まれない。	
規 模	
（イ）階数が 4階以下 の防火対象物	⇒ 延べ面積 5万㎡以上
（ロ）階数が 5階以上10階以下 の防火対象物	⇒ 延べ面積 2万㎡以上
（ハ）階数が 11階以上 の防火対象物	⇒ 延べ面積 1万㎡以上

- ② ①に該当する用途に供される部分が存する複合用途防火対象物（16項）で、①の規模の要件のいずれかに該当するもの。（階数については、①の用途に供する部分のうち最も高い部分の階数で、面積については、①の用途に供される部分の床面積の合計でそれぞれ判断する。）

- ③ 延べ面積が1,000㎡以上の地下街（16項の2）

2 再講習日時・場所及び定員

- (1) 再講習日時 令和7年10月31日(金)
受 付 9:10~9:30
講習時間 9:30~16:20
- (2) 再講習定員 20人程度
- (3) 再講習場所 徳島市新蔵町1丁目88番地 徳島市消防局(3階講堂)

3 受講申込み

(1) 希望人数を電話予約

【電話予約期間】令和7年9月24日(水)~令和7年9月26日(金)

※ 電話対応時間(各日) 8:30~17:00

【予約先】徳島市消防局予防課予防係 TEL088-656-1193

予約多数で定員を超えた場合、事業所毎に受講人数を調整し、調整結果を10月1日(水)に電話予約事業所へ連絡します。

なお、予約多数で定員を大幅に超えて調整困難と判断した場合、電話予約を早期終了とする場合があります。

- (2) 受講決定後、自衛消防業務再講習(10月)受講申込書及び自衛消防業務講習修了証の写しを次に記載している申込受付期間中にメール又はFAXによりお申込みください。受講申込書は、徳島市ホームページからダウンロードできます。

【申込受付期間】令和7年10月1日(水)~令和7年10月3日(金)

【申込先】徳島市新蔵町1丁目88番地 徳島市消防局予防課予防係

メール: shobo_yobo@city-tokushima.i-tokushima.jp

FAX: 088-656-1201

4 受講料(テキスト代)

- (1) 受講料は無料ですが、**テキスト代として6,500円が必要**です。
- (2) テキスト代は、講習当日の受付時にお支払いいただきます。
- (3) テキストは、講習当日にお渡しします。
- (4) 受講申込み後にキャンセルされた場合は、テキスト代(6,500円)をお支払いいただく場合がありますので御了承ください。

5 再講習の内容

- (1) 再講習は、4時間実施します。
- (2) 再講習科目と時間割は、次表のとおりです。
- (3) 再講習終了後、効果測定を行います。

再講習科目及び時間割表

時 間	再 講 習 科 目 等
9 : 1 0 ~ 9 : 3 0	受 付
9 : 3 0 ~ 9 : 4 0	オリエンテーション
9 : 4 0 ~ 1 0 : 4 0	防火管理、防災管理及び消防用設備等に関する 制度改正の概要
1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 5 0	災害事例研究
1 2 : 5 0 ~ 1 4 : 5 0	自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時に おける対応に係る総合訓練
1 5 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0	効果測定
1 6 : 0 0 ~ 1 6 : 2 0	修了証交付

※ 時間割については、変更することがあります。

6 効果測定

- (1) 効果測定の分類及び問題数は、「自衛消防組織の制度の概要」2問、「自衛消防組織と防火・防災対策」2問、「自衛消防組織の活動」2問、「自衛消防活動と指揮及び安全管理並びに教育・訓練及び消防計画と自衛消防活動」3問の合計9問を出題し、**分類ごとに50%以上、かつ全体の出題数の70%以上を正解した者を合格とします。**
- (2) 効果測定に合格した方には、修了証を交付します。
なお、効果測定で不合格になった場合には、効果測定終了後に、再度必要な科目の講習（補講）を受けていただきます。

7 注意事項

- (1) 消防局には受講者用の駐車場はありませんので、公共交通機関等を利用し、お越しく下さい。
- (2) 再講習当日は、テキスト代（6,500円）、運転免許証、マイナンバーカード等の身分証明書及び筆記用具をお持ちください。

- (3) 昼食・飲料水は各自で御用意ください。
(消防局内に受講者の方が利用できる自動販売機は設置しておりません。)
- (4) 講習中のビデオ・写真撮影、録音及び携帯電話の使用は御遠慮ください。
- (5) 講習の受付後に退席・早退する場合は、職員に必ず申し出てください。
- (6) 遅刻、欠席の場合は、消防局予防課（TEL 0 8 8 - 6 5 6 - 1 1 9 3）まで必ず連絡してください。
- (7) 発熱等症状のある方は、消防局予防課に連絡し、欠席として下さい。
ただし、テキスト代はお支払いいただく場合があります。
- (8) 気象状況等により、延期になる場合があります。

8 個人情報取扱

受講申込書に記載いただいた個人情報につきましては、自衛消防業務講習修了者の名簿作成、自衛消防業務講習修了証及びデータベースの作成に利用し、目的外の利用はしません。

9 5年ごとの再講習

社会情勢の変化や急激な技術の進歩に伴い、防災管理のあり方や法規制においても、随時見直しや改正がなされることが予測されます。これらの変化に対応するため、自衛消防業務講習修了者は、修了証の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の課程を修了しなければならないとされています。(平成20年消防庁告示第14号及び告示第15号、改正平成23年消防庁告示第8号)。

なお、再講習の課程を修了しなければ、自衛消防組織の統括管理者及び本部隊の班長（消防法施行規則第4条の2の11の第1号から第4号に規定する班長）の任に就くことはできません。

以 上